

9月～10月の委員会、部会、運営会議の日程について

	運営会議	委員会	地域別部会	テーマ別部会
H15	9月	<p style="text-align: center;">9/5(金) 13:30～17:30 委員会</p> <p style="text-align: center;">9/18(木) 17:00～ 作業部会</p> <p style="text-align: center;">9/27(土) 10:00～ 運営会議</p>	<p style="text-align: center;">9/2(火) 16:00～19:00 猪名川部会</p> <p style="text-align: center;">9/20(土) 13:30～16:30 淀川部会検討会</p> <p style="text-align: center;">9/22(月) 9:30～12:30 猪名川部会検討会</p> <p style="text-align: center;">9/24(水) 13:30～16:30 琵琶湖部会</p>	<p style="text-align: center;">9/2(火) 9:30～12:30 利水部会</p> <p style="text-align: center;">9/11(木) 16:00～19:00 治水部会検討会</p> <p style="text-align: center;">9/18(木) 9:30～12:30 住民参加部会検討会 13:00～16:00 環境・利用部会検討会</p> <p style="text-align: center;">9/19(金) 9:30～12:30 利水部会検討会</p>
	10月	<p style="text-align: center;">10/15(水) 17:00～ 作業部会 10/16(金) 午前 作業部会 10/17(金) 10:00～ 運営会議</p> <p style="text-align: center;">10/27(月) 10:00～ 作業部会</p>	<p style="text-align: center;">10/5～10/14 淀川部会 or 検討会 (日程調整中)</p> <p style="text-align: center;">10/13(月)(注4) 琵琶湖部会</p> <p style="text-align: center;">10/29(水) 10:00～13:00 委員会</p>	

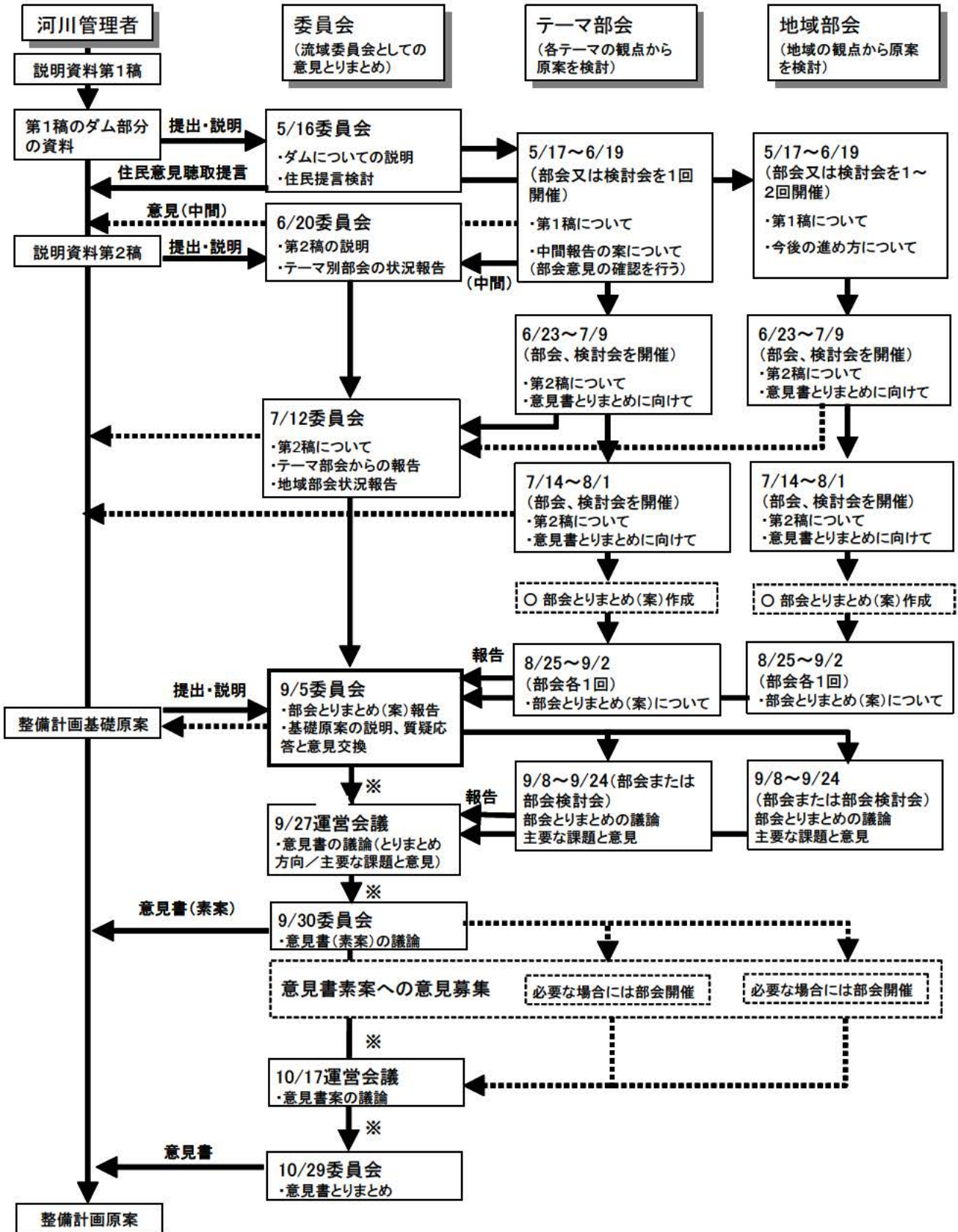
注1：斜体表示は、委員のみの検討会

注2： は開催済の会議、 は開催が確定している会議、 は委員にこの日程でご都合をお伺い中のもの

注3：開催時間が当初予定から変更となっています

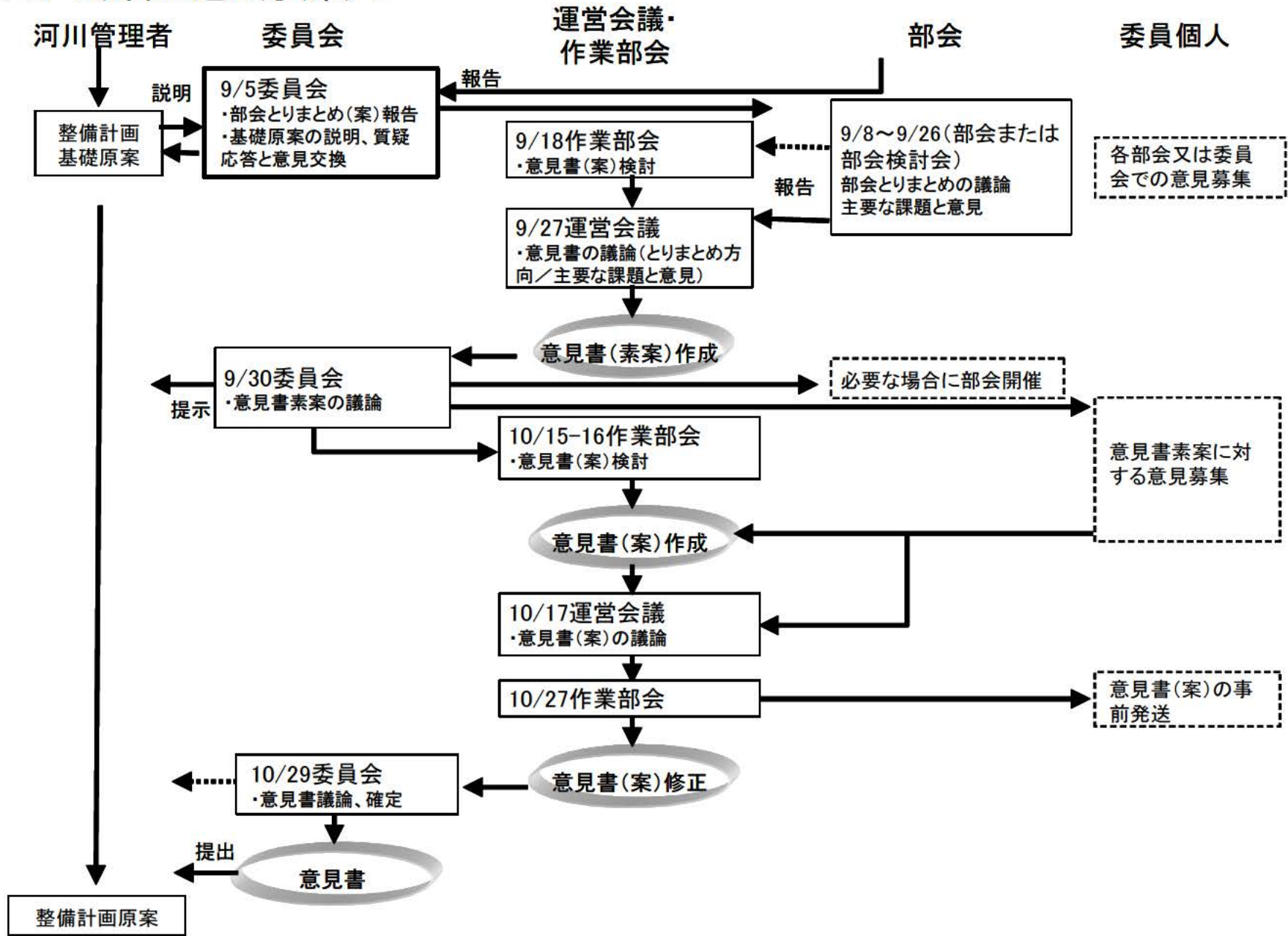
注4：当初予定から日程変更の予定です。第27回琵琶湖部会(10/23 10/13)

今後の進め方(案)



※: 作業部会による意見書案作成

< 9/5以降の進め方(案) >



地域別部会とテーマ部会の役割分担（第23回、第24回運営会議結果報告より）

地域別部会：個別事業（実施場所が明記されている事業）を検討

テーマ部会：流域全体に係わる内容（実施場所が明記されていない事業等）を検討

意見書については、各テーマ別部会のとりまとめを元に骨格を作成し、地域別部会のとりまとめを追加してまとめていく。テーマ別部会が地域的な観点での検討が必要と判断した内容については、地域別部会で審議する。また、地域別部会からテーマ別部会への審議依頼も有り得る。

5章「具体の整備内容」における具体的施策の記述内容（「実施」「検討」「見直し」と部会での検討方向

説明資料での記述	左記施策の扱い (説明資料(第1稿)「はじめに」より)	委員会として提出する意見書の記述方向および委員会、部会での議論方向
「実施」	具体的施策で「実施」と記述する施策は今後速やかに実施していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施の妥当性 (実施すべきでない/ についての検討から始めるべき等) ・実施内容(具体的整備内容シートに記載)への意見 (実施場所を に変更すべき/規模を縮小すべき等) ・実施にあたっての留意点 (が起こった場合には、 すべき等)
「検討」「見直し」	「検討」「見直し」と記述した施策は、今後検討・見直しを行い、実施段階になった時点で、流域委員会や関係住民、関係地方自治体等の意見を伺ったうえ、決定する施策である。	<ul style="list-style-type: none"> ・検討の妥当性 (検討に値しない/検討ではなく、 の内容で実施すべき等) ・検討内容(具体的整備内容シートに記載)への意見 (についての検討を検討項目に加えるべき/1年以内に実施するかどうか判断すべき/対象地区に を加えるべき等) ・検討にあたっての留意点 <p>なお、「検討」「見直し」とされている事業については、左記記述のとおり、今後実施段階となった時点で再度その妥当性が検討される機会がある。</p>